

お知らせ

「法の日」週間を迎えて

10月1日は「法の日」です。「法の日」は、国民の皆さんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁及び弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって、「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの一週間を「法の日」週間とし、毎年、各種の行事を実施しています。ぜひご参加いただき、法や裁判所を身近に感じる機会にしてください。

公証週間のお知らせ

10月1日から7日まででは公証週間です。公証人は、公証役場において遺言や大切な契約などの公正証書の作成、会社を設立する際の定款の認証などを行っています。公証制度の詳細について

は、お問い合わせください。

■お問い合わせ

旭川公証人合同役場
電話 0166・23・0098
旭川地方法務局
電話 0166・38・1144

10月は不正軽油防止強化月間です

上川総合振興局では、会社等を訪問してダンプ等の燃料抜き取り調査を実施します。また、ガソリンスタンドや燃料店を訪問し、不審な配送が行われていないか確認、抜き取り調査も実施します。不正軽油は、悪質な脱税行為というだけでなく、環境汚染などさまざまな被害をもたらす重大な犯罪です。「作らない」「売らない」「買わない」「使わない」をスローガンに、不正軽油の撲滅に向けた取締りを一層強化します。次のような情報について皆様のご協力をお願いいたします。

- ダンプ・トラックの燃料に灯油や重油を使っている。
 - 倉庫や納屋などに不審なタンクローリーが出入りしている。
- 【不正軽油ストップ110番】
0120・971・191

■お問い合わせ

上川総合振興局課税課
事業税問税係
電話 0166・46・5929

青年海外協力隊・シニア海外ボランティア募集中!

現地の人と暮らしながら、その国の発展を支援する草の根レベルの国際協力に参加しませんか?
応募資格は、11月4日現在、20歳以上39歳未満の日本国籍保持者（シニアは40歳以上69歳未満）です。
往復渡航費及び現地での生活・住居費を支給します。
応募方法等の詳しい内容は、お問い合わせください。

■お問い合わせ

JICA旭川デスク
電話 0166・22・8805

「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)のご案内

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。お子さま一人につき350万円以内を、固定金利(年1.9% (平成28年8月31日現在))で利用できる、在学期間内は利息

運転免許更新時講習会

☆富良野地域人材開発センター

■優良講習 (30分)

- ◎10月5日(水) 13時～
- ◎10月17日(月) 13時～
- ◎11月7日(月) 13時～
- ◎11月15日(火) 13時～

■一般講習 (1時間)

- ◎10月5日(水) 14時～
- ◎10月17日(月) 14時～
- ◎11月7日(月) 14時～
- ◎11月15日(火) 14時～

■違反講習 (2時間)

- ◎10月11日(火) 13時～
- ◎10月25日(火) 13時～
- ◎11月25日(金) 13時～

■初回講習 (2時間)

- ◎11月10日(木) 13時～
- ◎1月10日(火) 13時～

「必ずチェック 最低賃金! 使用者も 労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 786円
効力発生年月日 平成28年10月1日

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

ニニウキャンプ場の利用状況をお知らせします

期間 8月1日～8月31日
入場者数 2,058人(宿泊 1,750人 日帰り 308人)

■お問い合わせ

産業建設課農業担当
電話 56-2174

<ニニウキャンプ場>

時間 9:30～18:00
電話 56-2352

お知らせ

のみのご返済とすることができず。
詳しくは、「国の教育ローン」で検索していただくか、コールセンターへお問い合わせください。

■お問い合わせ

教育ローンコールセンター
0570・008656
(ナビダイヤル)または03
・5321・8656

知っていますか？ 建退共制度

建設業退職金共済(建退共)制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。

事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主は建設業を営む方で、建設業の現場で働く人が対象です。

掛金は日額310円です。詳しくは、最寄りの建退共

支部へお問い合わせください。

【北海道支部】

011・261・6186

■お問い合わせ

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部
電話 03・6731・2866

ご存知ですか？労働委員会の労働相談窓口

北海道労働委員会では、突然の解雇や賃金未払いなど、労働者個人と使用者間の労働問題に関するトラブルの解決を支援する「個別的労使紛争あっせん」を行っています。

労働問題に精通した公・労使の各委員三人一組のあっせん員が、当事者から事情を聞き、問題点に応じた助言等を行って双方の歩み寄りによる解決を図ります。

申請は簡単・無料で、秘密厳守の上、迅速に対応します。札幌近郊以外の方には現地向向いて申請受付やあっせんを行います。お気軽にご相談ください。

なお、一般の労働相談は道の「労働相談ホットライン」をご利用ください。

【フリーダイヤル】0120・81・6105 (平日17時〜

20時、土曜日13時〜16時)

■お問い合わせ

北海道労働委員会事務局調整課
電話 011・204・5667

無料調停相談会の開催

金銭の貸借関係あるいは損害賠償問題、夫婦や親族間の様々なトラブル、日常生活での紛争解決等についてお悩みの方は、ぜひご相談ください。

【日時及び場所】

- ①10月23日(日) 10時〜15時
中富良野町 農村環境改善センター 研修室
- ②10月30日(日) 10時〜15時
富良野市 富良野文化会館 第1会議室(2階)

■お問い合わせ

富良野調停協会事務局
(富良野簡易裁判所内)
電話 45・4278

感謝いたします。

渡邊芳子さん(札幌市)から、台風10号災害被害御見舞として、心温まるご寄付をいただきました。

占冠村

村営住宅等入居者募集のご案内

■入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。

- 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方。
- 月収が15万8000円以下の方。
(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方)
※单身の方でも入居できます。
※連帯保証人が2名必要です。
★入居者と同等以上の収入のある方。

■家賃 入居される世帯の収入等に応じて決定されます。

■入居可能日 概ね11月1日(火)

■入居決定 入居者選考委員会の審査によります。

■申込受付場所 産業建設課建築担当
トマム支所

■お問い合わせ 産業建設課建築担当
☎ 56-2172

募集団地 ●受付期限 10月17日(月)

●中央地区 5戸	●トマム地区 9戸
○川添団地 3DK 2戸	○第2トマム団地 3LDK 4戸
○中央団地 1LDK 1戸	○みなし特公賃住宅※ 3LDK 2戸
○第2千歳団地※ 4LDK 2戸	○トマム団地※ 3DK 3戸

※第2千歳団地・みなし特公賃住宅は、所得基準が異なります。トマム団地は、入居資格が異なります。詳しくは、産業建設課建築担当へお問合わせください。

皆様の入居をお待ちしています